

簪種類
以原質爲名

〔閑窓自語二〕東福門院御簪事

東福門院の御かんざしとして、當家原にもちつたふるあり、こがねにて作り、うへに三色のたまをつ、みつれたり、安永年中そのかたによせて、まろがねにてつくらしめ、三色のたまをいれて、家内のものにさ、しむ、内院の女房あるは友なる人々など聞および、所望ありてつかはしぬ、されば玉えがたきによりてつくらしむる事かたし、そのうへ、これはいやしきもの、さすかんざしにはあらざるべし、のちく心をつし、世間の人は、享保のはじめまでの如く、花す、きなどのみ、かきなきかんざしをさすべし、この玉のかんざしあるものしりがほなる人びとにかたりていふ、かんざしに玉いる、こと、いにしへはなき事なるべし、所見なしと、此事ちかき書にあり、

〔大安寺伽藍縁起并流記資財帳〕合雜物貳拾捌種略○中

銀髮刺參略○中

右一色、平城宮御宇天皇武○聖、以天平二年歲次庚午七月十七日納賜者、

以上資財等、天平十八年本記所定、注顯如件、

〔歷世女装考二〕孝謙天皇の御簪

難波の好古家梅園主人、天保二年に開板せられたる梅園奇賞に載たる、和州法隆寺の寶物、孝謙天皇の御簪として其圖あり、略○中、天保十二年の春、江戸本所回向院にて、法隆寺聖德太子の御開帳ありて、種々の御寶物もありとき、略○中、朝早く往てをがみしに、かの梅園奇賞にある圖に露もたがはず、たゞ脚岐少し狭きのみにて、物は銀にぞありける、此時いひたてする人にゆるしを乞ひ、ちかくよりて臨寫したる圖左の如し、